

京都地方税機構地方事務所等設置条例

平成21年12月28日
京都地方税機構条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第156条第1項に規定する行政機関の設置並びに名称、位置及び所管区域について定めるものとする。

(地方事務所等)

第2条 地方税に関する事務を分掌させるため、地方事務所及び自動車関係税申告受付センターを設置する。

2 地方事務所及び自動車関係税申告受付センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
京都東地方事務所	京都市中京区	京都市左京区、京都市中京区、京都市東山区、京都市山科区
京都西地方事務所	京都市右京区	京都市北区、京都市上京区、京都市右京区、京都市西京区
京都南地方事務所	京都市南区	京都市下京区、京都市南区、京都市伏見区
相楽地方事務所	木津川市	木津川市、相楽郡
山城中部地方事務所	宇治市	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡、綴喜郡
乙訓地方事務所	向日市	向日市、長岡京市、乙訓郡
中部地方事務所	亀岡市	亀岡市、南丹市、船井郡
中丹地方事務所	福知山市	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後地方事務所	京丹後市	宮津市、京丹後市、与謝郡
自動車関係税申告受付センター	京都市伏見区	京都府の全域

(平22条例2・一部改正) (平24条例1・一部改正)

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。